

I. 騒音に係る環境基準の達成状況

(1) 騒音に係る環境基準の類型当てはめ状況

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域を有する市区町村は、平成27年度末において、全国の市区町村数の70.7%に当たる1,231市区町村であった(表1)。

表1 環境基準類型当てはめ状況(平成27年度末現在)

	市	区	町	村	計
全市区町村数	790	23	745	183	1,741
環境基準の地域 類型当てはめ 市区町村数	754	23	416	38	1,231
割合(%)	95.4%	100.0%	55.8%	20.8%	70.7%

(2) 一般地域における環境基準の適合状況

全国の一般地域(道路に面する地域以外の地域)における環境騒音の状況を把握するため、地方公共団体により測定された環境騒音の環境基準の適合状況について調査した(表2)。

① 環境騒音の測定実施状況

平成27年度に環境騒音の測定を実施した地方公共団体数は331市区町村(前年度335市区町村)で、環境基準の類型当てはめがなされている1,231市区町村の26.9%であった。

測定地点の総数は2,926地点(同3,051地点)であり、そのうち定点測定地点数は2,453地点(同2,468地点)で、全体の83.8%となった。ただし、定点測定地点とは、測定地点のうち継続的な変化を調査するために定期的に測定を行う地点であり、毎年度実施しているものとは限らない。

② 環境基準の適合状況

環境基準の適合状況は、地域の騒音状況をマクロに把握するために必要な地点を選定している場合と、騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合とに分けて集計を行っている。

ア 地域の騒音状況をマクロに把握するために必要な地点を選定している場合
平成27年度は、全測定地点2,592地点(前年度2,733地点)のうち85.7%(同84.8%)の地点で環境基準に適合した。

地域類型別にみた場合、A類型及びB類型地域(住居系地域)では1,898地点(同2,014地点)のうち85.8%(同85.2%)の地点で適合し、C類型地域(住居・商工業混在地域)では691地点(同716地点)のうち85.5%(同83.7%)の地点で適合した。

イ 騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合

平成27年度は、全測定地点334地点(前年度318地点)のうち85.6%(同74.8%)の地点で適合した。

地域類型別にみると、A類型及びB類型地域では225地点(同213地点)のうち83.6%(同72.8%)の地点で適合し、C類型地域では109地点(同105地点)のうち89.9%(同79.0%)の地点で適合した。

(注) この集計における環境基準の適合・不適合の判定については、原則として測定した全ての時間帯において環境基準を満たした場合を「適合」とした。

表2 一般地域における環境基準の測定及び適合状況(道路に面する地域を除く)

測定実施自治体数		全測定地点数	定点測定地点数	ア. 地域の騒音状況をマクロに把握するような地点を選定している場合				イ. 騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合			
				AA	A及びB	C	計	AA	A及びB	C	計
331	測定地点数	2,926	2,453	3	1,898	691	2,592	0	225	109	334
	適合地点数	2,507	2,089	2	1,628	591	2,221	0	188	98	286
	適合率(%)	85.7%	85.2%	66.7%	85.8%	85.5%	85.7%	-	83.6%	89.9%	85.6%

AA:特に静穏を要する地域

A:専ら住居の用に供される地域

B:主として住居の用に供される地域

C:相当数の住居と併せて商業、工場等の用に供される地域

③ 環境基準の適合状況の経年変化

平成12年度から平成27年度までの過去16カ年の環境基準の適合状況を図1に示した。平成27年度は前年度と比してやや増加しており、長期的にも概ね増加傾向にある。

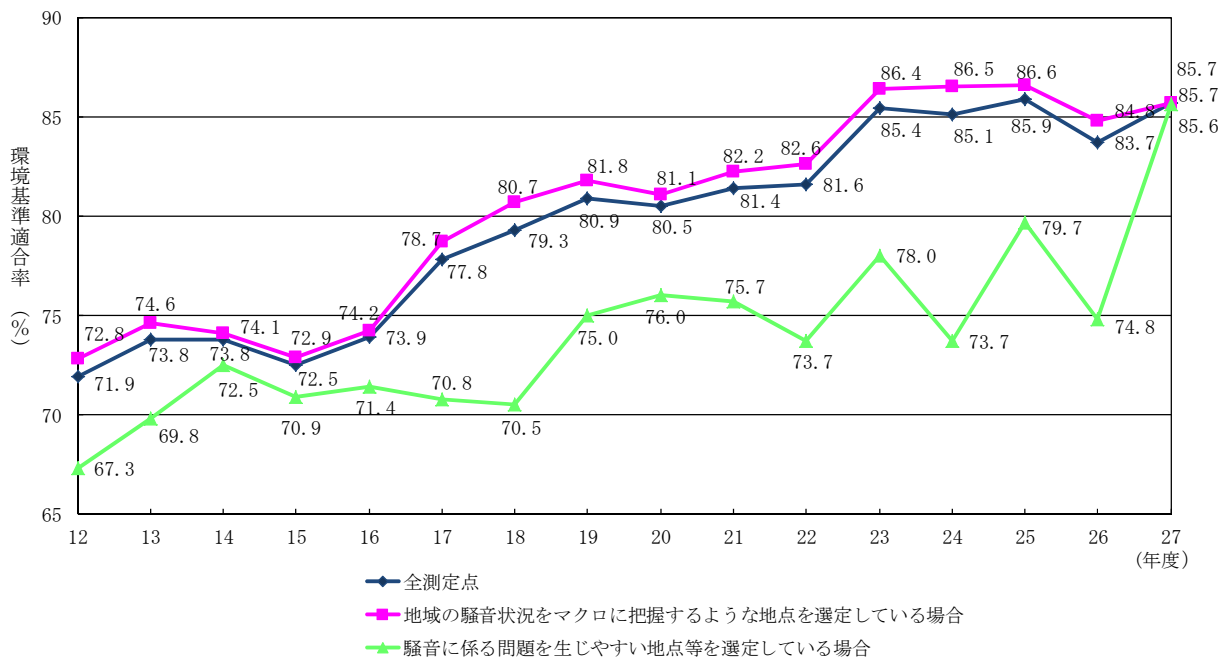


図1 過去16カ年の一般地域における環境基準適合状況

Ⅱ. 騒音に係る苦情の件数

(1) 苦情件数の推移

平成27年度に全国の地方公共団体が受理した騒音に係る苦情の件数は16,490件であった。これは、前年度(17,110件)と比べて620件(3.6%)の減少となった(図2)。

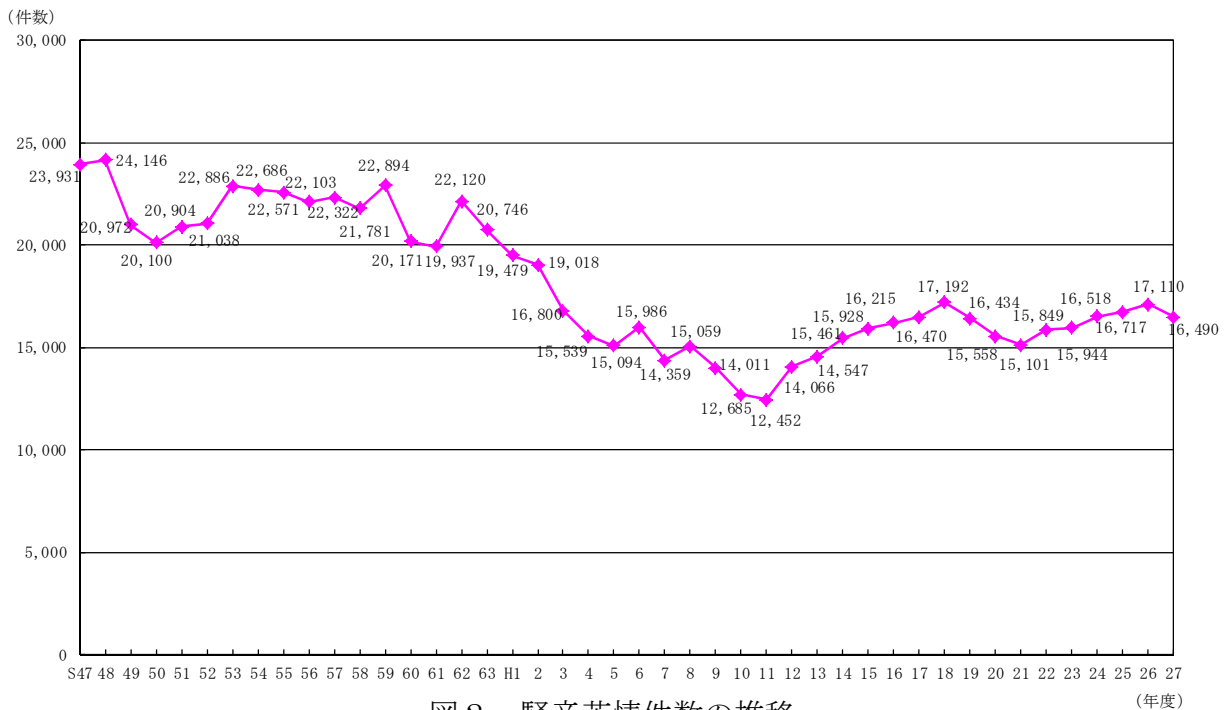


図2 騒音苦情件数の推移

(年度)

(2) 発生源別の苦情件数

平成 27 年度の苦情件数を発生源別にみると、建設作業が 5,523 件 (全体の 33.5%) で最も多く、次いで工場・事業場が 4,888 件 (同 29.6%)、営業が 1,636 件 (同 9.9%) の順となっている (図 3、図 4)。

また、前年度と比較すると、拡声機に係る苦情が 50 件 (14.6%) 増加したものの、工場・事業場に係る苦情が 225 件 (4.4%)、建設作業に係る苦情が 151 件 (2.7%)、航空機に係る苦情が 107 件 (19.8%)、家庭生活に係る苦情が 55 件 (5.3%) 減少した。

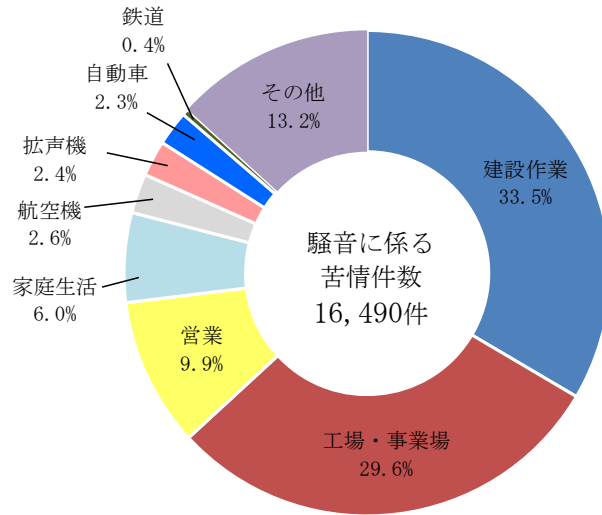


図 3 苦情件数の発生源別内訳 (平成27年度)

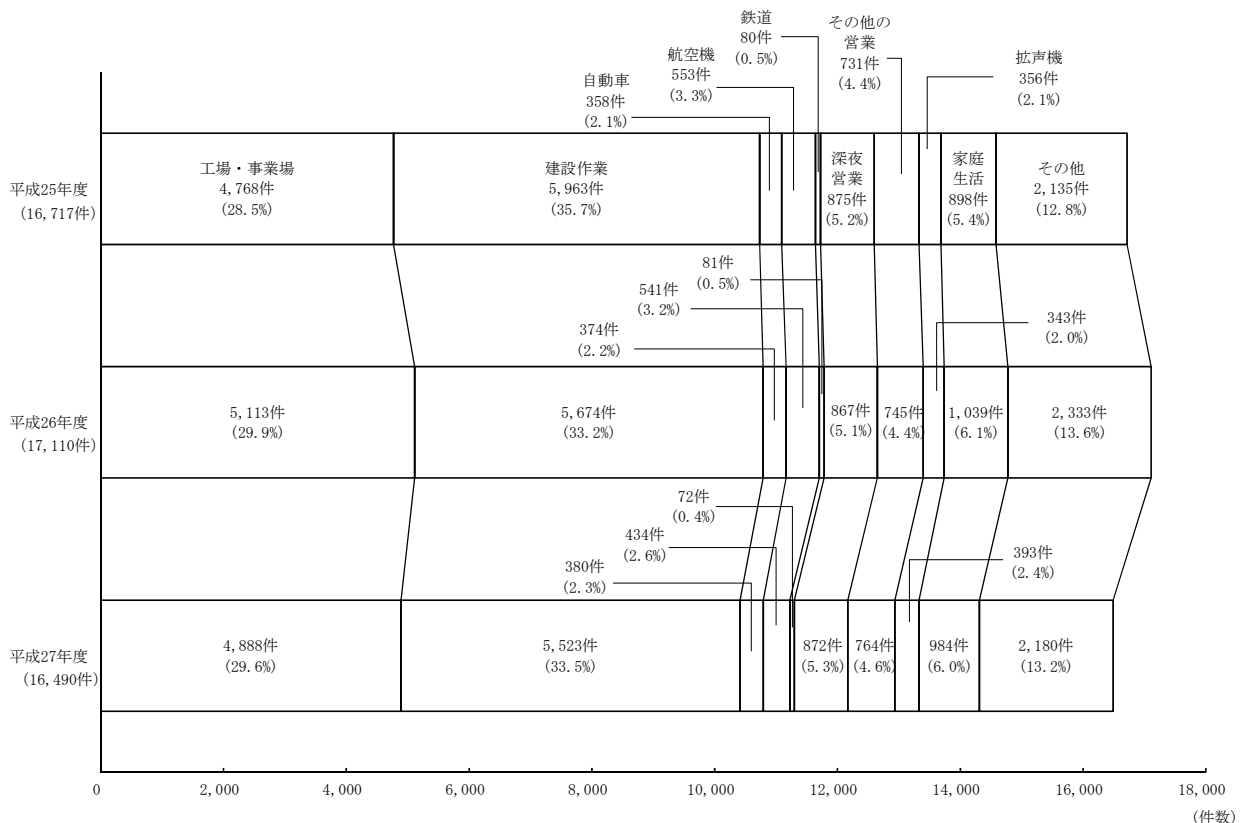


図 4 過去 3 カ年の苦情件数の発生源別内訳

(3) 都道府県別の苦情件数

平成27年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の3,340件が最も多く、次いで大阪府が1,790件、愛知県が1,577件、埼玉県が1,024件、神奈川県が1,012件、となっている。騒音苦情件数の上位5都府県における合計件数が全体の53.0%に達するなど、大都市を有する地域における苦情が大きな割合を占めた。この傾向は、人口100万人当たりの苦情件数においてもほぼ同様であった(表3、表4)。

表3 都道府県別苦情件数(上位5都道府県)

	苦情件数		人口100万人当たりの苦情件数	
	都道府県	件数	都道府県	件数
1	東京都	3,340	東京都	247
2	大阪府	1,790	愛知県	211
3	愛知県	1,577	大阪府	203
4	埼玉県	1,024	千葉県	158
5	神奈川県	1,012	京都府	144
	全国	16,490	全国平均	130

※人口は平成27年10月1日の総務省統計局人口推計による。

表4 苦情件数の都道府県別対前年度増減状況

都道府県	平成26年度	平成27年度	増減	増減率	都道府県	平成26年度	平成27年度	増減	増減率
北海道	326	349	23	7.1%	滋賀県	110	129	19	17.3%
青森県	55	67	12	21.8%	京都府	374	376	2	0.5%
岩手県	70	74	4	5.7%	大阪府	1,885	1,790	△95	△5.0%
宮城県	246	249	3	1.2%	兵庫県	663	625	△38	△5.7%
秋田県	50	40	△10	△20.0%	奈良県	70	95	25	35.7%
山形県	69	83	14	20.3%	和歌山県	104	103	△1	△1.0%
福島県	126	126	0	0.0%	鳥取県	60	50	△10	△16.7%
茨城県	383	354	△29	△7.6%	島根県	27	24	△3	△11.1%
栃木県	185	153	△32	△17.3%	岡山県	209	207	△2	△1.0%
群馬県	223	180	△43	△19.3%	広島県	278	287	9	3.2%
埼玉県	1,181	1,024	△157	△13.3%	山口県	98	100	2	2.0%
千葉県	997	985	△12	△1.2%	徳島県	52	45	△7	△13.5%
東京都	3,529	3,340	△189	△5.4%	香川県	80	82	2	2.5%
神奈川県	1,208	1,012	△196	△16.2%	愛媛県	168	154	△14	△8.3%
新潟県	211	172	△39	△18.5%	高知県	35	25	△10	△28.6%
富山県	36	26	△10	△27.8%	福岡県	476	475	△1	△0.2%
石川県	90	76	△14	△15.6%	佐賀県	36	40	4	11.1%
福井県	67	58	△9	△13.4%	長崎県	106	137	31	29.2%
山梨県	74	91	17	23.0%	熊本県	137	169	32	23.4%
長野県	182	222	40	22.0%	大分県	149	131	△18	△12.1%
岐阜県	183	160	△23	△12.6%	宮崎県	128	119	△9	△7.0%
静岡県	455	478	23	5.1%	鹿児島県	123	142	19	15.4%
愛知県	1,511	1,577	66	4.4%	沖縄県	118	122	4	3.4%
三重県	167	167	0	0.0%	合計	17,110	16,490	△620	△3.6%

△は減少を示す。

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

Ⅱ (2) で示したように平成 27 年度の工場・事業場に対する苦情総数は 4,888 件であり、そのうち騒音規制法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対するものは、957 件 (全体の 19.6%) であった。また、建設作業に対する苦情総数 5,523 件のうち、同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は 1,853 件 (同 33.6%) となっている (表 5)。

表 5 規制対象とそれ以外の苦情件数 (工場・事業場、建設作業)

年 度	発生源の種類	工場・事業場					建設作業				
		特定工場等		左記以外		計	特定建設作業		左記以外		計
		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外		指定地域内	指定地域外			
平成26年度	件数	963	74	3,618	458	5,113	2,093	55	3,295	231	5,674
	%	18.8%	1.4%	70.8%	9.0%	100.0%	36.9%	1.0%	58.1%	4.1%	100.0%
平成27年度	件数	957	74	3,386	471	4,888	1,853	69	3,380	221	5,523
	%	19.6%	1.5%	69.3%	9.6%	100.0%	33.6%	1.2%	61.2%	4.0%	100.0%

(5) 低周波音に係る苦情の状況

平成 27 年度に地方公共団体が受理した低周波音に係る苦情の件数は 297 件 (前年度 253 件) であった (図 5)。

内訳をみると、工場・事業場に係るものが 72 件 (全体の 24.2%)、家庭生活に係るものが 72 件 (全体の 24.2%) で最も多かった (表 6)。

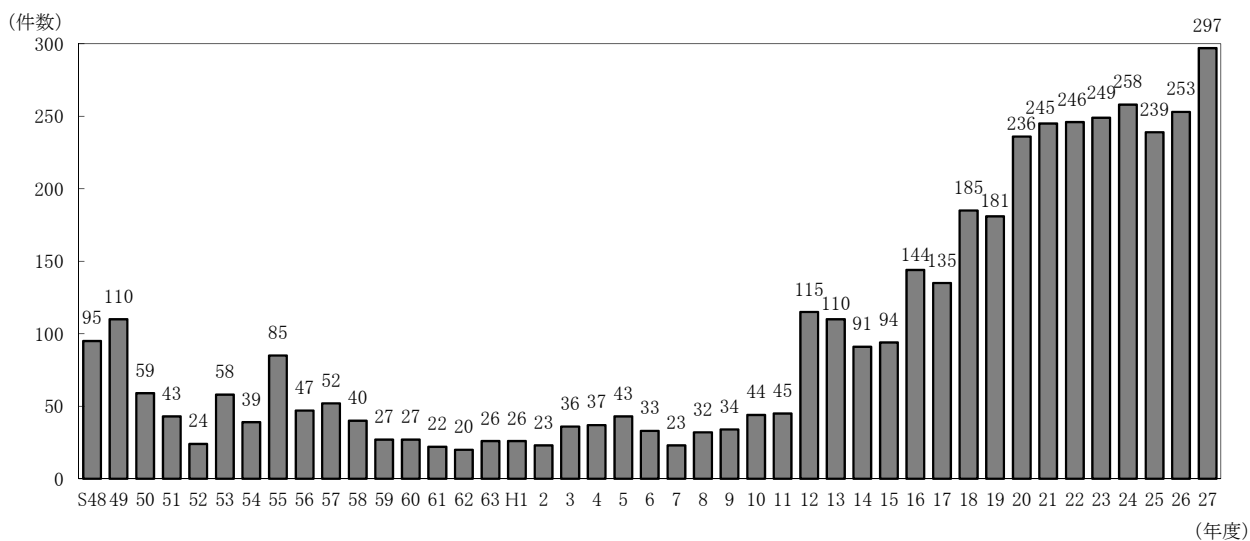


図 5 低周波音に係る苦情件数の年次推移

表 6 低周波音に係る苦情件数の内訳

発生源	年度																				(件数)	
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26		27
工場・事業場	12	16	19	22	21	61	52	40	45	49	54	75	72	65	65	67	83	75	67	72	72	24.2%
建設作業	1	1	1	0	0	2	3	1	1	6	5	10	10	7	10	10	16	8	19	11	9	3.0%
道路交通	2	1	1	2	1	1	1	1	3	1	1	5	0	2	3	5	1	5	3	1	4	1.3%
鉄 道	4	3	0	2	1	4	1	3	0	3	1	1	1	2	3	3	0	0	2	0	0	0.0%
家庭生活	0	0	3	7	1	20	16	20	21	21	15	20	26	43	28	46	31	36	36	59	72	24.2%
そ の 他	4	11	10	11	21	27	37	26	24	64	59	74	72	117	136	115	118	134	112	110	140	47.1%
合 計	23	32	34	44	45	115	110	91	94	144	135	185	181	236	245	246	249	258	239	253	297	100.0%

Ⅲ. 騒音規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

(1) 地域指定の状況

騒音規制法に基づき地域指定が行われている市区町村数は、平成27年度末時点で1,306市区町村（前年度1,306市区町村）であり、全国の市区町村数の75.0%（同75.0%）に相当した（表7）。

表7 騒音規制法地域指定の状況（平成27年度末現在）

	市	区	町	村	計
全市区町村数	790	23	745	183	1,741
騒音規制法地域指定	777	23	458	48	1,306
割合（%）	98.4%	100.0%	61.5%	26.2%	75.0%

(2) 特定工場等総数及び特定施設の届出数

騒音規制法に基づき届出された特定工場等の総数は、平成27年度末時点で203,138件で、前年度（208,907件）より5,769件（2.8%）減少した（表8）。また、特定施設の総数は1,464,026件で前年度（1,518,520件）より54,494件（3.6%）減少した（表9の②）。

特定工場等の内訳をみると、主な特定施設として空気圧縮機等を届け出ているものが全体の42.7%と最も多く、次いで金属加工機械が20.8%であった（表9の①）。

特定施設の届出数の内訳をみると、空気圧縮機等が全体の46.4%と最も多く、次いで織機が19.8%、金属加工機械が18.3%の順となった（表9の②）。

表8 特定工場等総数の最近の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
特定工場等総数	211,792	208,907	203,138
対前年度比 （増減率）	5,026 (2.4%)	△ 2,885 (△ 1.4%)	△ 5,769 (△ 2.8%)

△は減少を示す。

表9 法に基づく届出件数(平成27年度末現在)

①特定工場等総数			②特定施設総数		
主要な設置特定施設	総数	(%)	特定施設	総数	(%)
金属加工機械	42,333	20.8%	金属加工機械	267,995	18.3%
空気圧縮機等	86,679	42.7%	空気圧縮機等	678,672	46.4%
土石用破砕機等	4,653	2.3%	土石用破砕機等	24,788	1.7%
織機	20,098	9.9%	織機	289,506	19.8%
建設用資材製造機械	3,034	1.5%	建設用資材製造機械	4,580	0.3%
穀物用製粉機	502	0.2%	穀物用製粉機	3,414	0.2%
木材加工機械	18,483	9.1%	木材加工機械	57,173	3.9%
抄紙機	623	0.3%	抄紙機	2,028	0.1%
印刷機械	17,738	8.7%	印刷機械	66,640	4.6%
合成樹脂用射出成形機	7,991	3.9%	合成樹脂用射出成形機	62,379	4.3%
鋳造型機	1,004	0.5%	鋳造型機	6,851	0.5%
計	203,138	100.0%	計	1,464,026	100.0%

(3) 特定建設作業の実施届出件数

平成27年度中の特定建設作業実施届出件数は77,985件(前年度77,602件)であり(表10)、その内訳をみると、さく岩機を使用する作業が49,434件(同46,747件)と最も多く、次いでバックホウを使用する作業が15,193件(同16,324件)の順になっており、これらで全体の82.9%を占めた(表11)。

表10 特定建設作業届出件数の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
特定建設作業届出件数	80,273	77,602	77,985
対前年度比 (増減率)	2,969 (3.8%)	△ 2,671 (△ 3.3%)	383 (0.5%)

△は減少を示す。

表11 特定建設作業の届出件数

特定建設作業の種類	届出件数	(%)
くい打機等を使用する作業	3,897	5.0%
びょう打機を使用する作業	88	0.1%
さく岩機を使用する作業	49,434	63.4%
空気圧縮機を使用する作業	6,885	8.8%
コンクリートプラント等を設けて行う作業	287	0.4%
バックホウを使用する作業	15,193	19.5%
トラクターショベルを使用する作業	518	0.7%
ブルドーザーを使用する作業	1,683	2.2%
計	77,985	100.0%

IV. 騒音規制法に基づく措置の状況

(1) 特定工場等に対する措置等の状況

Ⅱ(4)に示すとおり、平成27年度の騒音規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情は957件(前年度963件)であった。

これに対して騒音規制法に基づき行われた措置は、立入検査が651件(同673件)、報告の徴収が135件(同143件)、騒音の測定が258件(同315件)であった。測定の結果、規制基準を超えていたものは136件(同185件)であり、改善勧告が2件(同3件)、改善命令は0件(同0件)であった。なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、行政指導が804件(同816件)であった(表12)。

表12 指定地域内の特定工場等騒音に係る措置等の状況

	平成26年度	平成27年度
立入検査	673	651
報告の徴収	143	135
騒音の測定	315	258
(うち基準超過)	185	136
改善勧告	3	2
改善命令	0	0
行政指導	816	804
(参考)苦情件数	963	957

注) 苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

(2) 特定建設作業に対する措置等の状況

Ⅱ(4)に示すとおり、平成27年度の騒音規制法の指定地域内における特定建設作業に係る苦情は1,853件(前年度2,093件)であった。

これに対して騒音規制法に基づき行われた措置は、立入検査が1,422件(同1,623件)、報告の徴収が265件(同325件)、騒音の測定は343件(同414件)であった。測定の結果、規制基準を超えていたものは94件(同79件)であり、改善勧告及び改善命令は0件(同0件)であった。なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、行政指導が1,645件(同1,789件)であった(表13)。

表13 指定地域内の特定建設作業騒音に係る措置等の状況

	平成26年度	平成27年度
立入検査	1,623	1,422
報告の徴収	325	265
騒音の測定	414	343
(うち基準超過)	79	94
改善勧告	0	0
改善命令	0	0
行政指導	1,789	1,645
(参考)苦情件数	2,093	1,853

注) 苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

(3) 道路交通騒音に対する措置等の状況

Ⅱ(4)に示すとおり、平成27年度の騒音規制法の指定地域内における道路交通騒音の苦情は293件(前年度268件)であった。

これに対して騒音規制法に基づき行われた措置は、騒音の測定が66件(同62件)行われ、その結果、要請限度を超えていたものが11件(同14件)であった。また、都道府県公安委員会に対する交通規制等の要請は0件(同0件)であり、道路管理者に対する道路の構造改善等の意見陳述が1件(同2件)であった。

なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、都道府県公安委員会に対する同様の措置依頼が3件(同12件)、道路管理者に対する措置依頼が89件(同70件)であった(表14)。

表14 指定地域内の道路交通騒音に係る措置等の状況

	平成26年度	平成27年度
騒音の測定	62	66
(うち要請限度超)	14	11
公安委員会への要請	0	0
道路管理者への意見	2	1
要請以外の公安委員会への措置依頼	12	3
意見陳述以外の道路管理者への措置依頼	70	89
(参考)苦情件数	268	293

注) 苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。